

# 平成24年度厚生労働省がん対策予算案の概要

平成24年度予算(案) 357億円(平成23年度当初予算額 343億円)

## 基本的な考え方

○ 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」の個別目標の進捗状況を、質・量の両面から把握・評価しつつ、総合的かつ計画的に対策を推進する。

### 1. 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

29億円(36億円)

- 改 (1)がん専門医等がん医療専門スタッフの育成 0.1億円( 1.1億円)
- (2)がん診療連携拠点病院の機能強化 28.7億円( 34.3億円)
- (3)国際共同治験及び新薬の早期承認等の推進 4百万円( 0.8億円)

### 2. 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

5億円(4億円)

- (1)緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進 3.4億円( 3.6億円)
  - ・インターネットを活用した専門医の育成
  - ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修
  - ・医療用麻薬適正使用の推進
- (2)在宅緩和ケア対策の推進 1.6億円( 0.3億円)
  - 重 新規 在宅緩和ケア地域連携事業 1.1億円( -億円)

### 3. がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備

10億円(9億円)

- 改 院内がん登録の推進及び地域がん登録の促進 0.6億円( -億円)
- 改 がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業 0.5億円( 0.5億円)
- 改 都道府県がん対策推進事業(緩和ケア研修を除く) 8.2億円( 8.2億円)

### 4. がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

125億円(139億円)

- 改 (1)がん予防の推進と普及啓発 14.3億円( 17.8億円)
- (2)がんの早期発見と質の高いがん検診の普及 110.0億円(120.3億円)
  - ・がん検診推進事業 104.9億円(113.0億円)
- (3)がん医療水準均てん化の促進 0.8億円( 0.8億円)

### 5. がんに関する研究の推進

102億円(68億円)

- がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究を着実に推進する。
- ・第3次対がん総合戦略研究経費 37.1億円( 46.3億円)
  - ・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費(がんワクチン関係) 12.6億円( 14.0億円)
  - 重 新規 難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費(抗がん剤関係) 16.0億円( -億円)
  - 新規 がん臨床試験基盤整備事業 1.5億円( -億円)

### 6. 小児がん対策を推進するために必要な経費

4億円( -億円)

- 重 新規 がん診療連携拠点病院機能強化事業(小児がん拠点病院機能強化事業) 2.5億円( -億円)
- 重 新規 がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業(小児がん緩和ケアに係る分) 0.3億円( -億円)
- 新規 小児がん拠点病院整備費 1.0億円( -億円)
- 新規 小児がん病院のあり方調査事業 0.2億円( -億円)

### 7. 独立行政法人国立がん研究センター

82億円(87億円)

- がん医療に関する研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修等を行うことにより、がんに関する高度かつ専門的な医療の向上を図る。
- ・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金 82.0億円( 87.6億円)
- (うち、日本再生重点化措置事業 3.0億円(重))

(重) 「日本再生重点化措置」事業

## 平成24年度厚生労働省がん対策予算案の概要

357億円（343億円）

【51億円】

【 】書きは「日本再生重点化措置事業」分を内数で記載

### がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成  
29億円（36億円）

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

（主な事業）

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業 29億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、精度の高い院内がん登録、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進するとともに、病理医が不足している状況から病理医の育成及び病理診断補助員の確保を図る。

（補助先） 都道府県、独立行政法人等

（補助率） 都道府県（1/2）、独立行政法人等（定額（10/10相当））

（1施設当たり単価）

都道府県がん診療連携拠点病院 24,000千円（前年度26,000千円）

地域がん診療連携拠点病院 12,000千円（前年度14,000千円）

治療の初期段階からの緩和ケアの実施

5億円（3.8億円）

患者本人の意向を十分尊重した上で、がんの治療方法等の選択を可能とするとともに、がん患者の状況に応じて疼痛などの緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるよう、医療従事者に対して、緩和ケアやコミュニケーション技術等の研修を行う。

（主な事業）

- ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 1.3億円  
緩和ケアを治療の初期段階から実施できる体制を整備するための研修を実施するこ

とががん対策推進基本計画で掲げられていることを踏まえ、全国の医師を対象に緩和ケアに関する研修を行うとともに、併せて研修の実施に必要な指導者の育成等を行う。

(委託先) 特定非営利活動法人日本緩和医療学会

- ・ 都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修部分） 1. 2億円  
都道府県が実施主体となり、地域の緩和ケア実施体制の充実強化を図るための研修会等を実施するための支援を行う。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

- ⑧・在宅緩和ケア地域連携事業【重点化】 1. 1億円

在宅緩和ケアの地域連携体制を構築するため、がん診療連携拠点病院が都道府県と連携して二次医療圏内の在宅療養支援を行う医療機関の協力リストを作成し、連携機能を強化するとともに、同圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力して在宅療養支援を行う医師等に対して在宅緩和ケアの知識や技術の向上を図る研修を実施する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10相当))

#### がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備

9. 4億円(8. 7億円)

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、独立行政法人国立がん研究センターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。

また、地域がん登録を実施していない都県に対し指導するとともに、データの集計・分析を行い、地域がん登録の促進を図る。

(主な事業)

- ・ 都道府県がん対策推進事業(がん登録部分) 1. 9億円  
がん登録を推進し、がんの罹患者数・罹患率や治療効果の把握等、がん対策の基礎となるデータを把握し、地域ごとのきめ細やかながん対策を進めるため、がん診療連携拠点病院以外の医療機関においてがん登録を行うことにより、医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域のがん対策の推進を図る。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

- ・ がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業 49百万円  
がん患者又はその家族の方が行うピアサポーターなど、がんに関する相談員に対し、がんに関する相談事業に必要な基本的スキルを身につけるための、研修プログラムの策定を行う。

(委託先) (公財) 日本対がん協会

- ・都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修、がん登録部分を除く） 6. 3億円

都道府県に地域統括相談センターを設置し、患者・家族らに心理、療養生活や介護など様々な分野に関する相談をワンストップで提供する体制を支援するとともに、都道府県がん対策推進計画に基づき、地方自治体が行う、がん検診の受診体制の強化や医療提供体制の整備、がんに関する正しい知識をはじめとした普及啓発など、重点的に取り組む施策に対する支援を行う。

（補助先） 都道府県

（補助率） 1 / 2

### がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

125億円（139億円）

働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる女性特有のがん検診と大腸がん検診の体制を整備することで、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。

（主な事業）

- ・がん検診推進事業 105億円

受診勧奨事業の方策の一つとして、節目年齢の方を対象とし、乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の無料クーポン券等を送付し、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図る。

（補助先） 市町村

（補助率） 1 / 2

- （対象年齢）
- ・子宮頸がん：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性
  - ・乳がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性
  - ・大腸がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男女

### がんに関する研究の推進

102億円（68億円）

（主な事業）

- ・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費（がんワクチン関係）

（※厚生科学課計上）13億円

日本発のがんワクチン療法による革新的ながん治療開発を戦略的に行うなど、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持・向上を図るため、がん対策に資する研究をより一層推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

- ④・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費（抗がん剤関係）【重点化】

（※厚生科学課計上）16億円

難治性がんや小児がんをはじめとする希少がんを中心に、これまでの基礎的研究や探索的臨床研究において開発された革新的診断法（診断薬等）をはじめ、抗体薬などの革新的がん治療薬に対して、臨床での実用化を目的とした前臨床試験や国際基準に準じた質の高いがん臨床試験を強力に推進する。

・第3次対がん総合戦略研究経費

(※厚生科学課計上) 37億円

④・がん臨床試験基盤整備事業

1. 5億円

各種がんに対する標準治療の進歩につながる集学的治療開発の研究者主導臨床試験を推進し、「がんによる死亡者の減少」に資することを目的として、臨床研究コーディネーター（CRC）やデータマネージャーを充実させ、それらの者の人材育成に資するとともに、研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を図る。

(補助先) NPO法人

(補助率) 定額(10/10相当)

がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な経費

21百万円(22百万円)

がん対策の総合的な調整・推進を図るため、国際連携体制の構築や国民に対するメッセージの発信及び施策の進捗管理及び評価等を行う。

・がん対策推進費

16百万円

⑤ 小児がん対策を推進するために必要な経費

4億円

小児においてがんは病死原因の第1位であるにもかかわらず、がん対策推進基本計画に小児がん対策は殆ど盛り込まれていないことから、がん対策として新たに小児がん対策を行う。

⑥・小児がん拠点病院機能強化事業【重点化】

2. 5億円

小児がん対策として、専門施設（小児がん拠点病院）を設け、患者を集約し、最新かつ最適治療を提供するとともに、地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行う。また国民に理解し易く、かつ信頼性の高い小児がん・思春期がんの情報、特に診療ガイドラインや専門医・専門施設の診療実績や相談支援先などの情報を一元的に発信するシステムを構築し、地域の医療機関と国・地方公共団体との連携のもと、患者・家族を含めた関係者が一体となって、小児がん患者・家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けるために必要なプレイルームの運営や相談支援人員等を確保する。

(補助先) 独立行政法人等

(補助率) 定額(10/10相当)

⑦・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業（小児がん緩和ケアに係る分）

【重点化】30百万円

小児がん緩和ケアを実施する小児がん診療機関において、がん患者等に対して、緩和ケアに対する実施方法や効果などについて、受診実態等を踏まえつつ指導するとともに、小児がん緩和ケア研修会の指導者を養成するため、緩和ケアに専門的に取り組んでいる医師に対して、ワークショップ形式による研修を実施する。

(委託先) 未定

- ㊦・小児がん拠点病院（仮称）整備費 1 億円  
 小児がん患者の集約化に基づく医療体制整備のために必要な小児がん患者の家族の宿泊室や相談室等の整備改修を行う。  
 （補助先）都道府県、独立行政法人等  
 （補助率）1／2
  
- ㊦・小児がん拠点病院のあり方調査事業 1 7 百万円  
 次期がん対策推進基本計画の見直しを踏まえ、発達途上である小児がん患者等に対し、我が国の小児がん患者に対する治療の実情について比較・分析等を行うことにより、我が国における基幹的な小児がん病院のあり方の調査・検討を行う。  
 （委託先）民間

独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金【一部重点化】  
8 2 億円（8 8 億円）

独立行政法人国立がん研究センターの事業運営に必要な経費を交付金で措置する。

- ・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金 （※医政局計上）7 9 億円
- ・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金【重点化】（※医政局計上）3 億円

## 平成24年度に新規に要求した理由

小児においてがんは病死原因の第1位であるにもかかわらず、がん対策推進基本計画に小児がん対策はほとんど盛り込まれておらず小児がんに対する対応が遅れている状況になっている。このことから、現在がん対策推進協議会においても、次期基本計画(平成24年度～)に小児がん対策を含めるべく計画の見直しを行っているところであり、新たに小児がん患者及び家族が、安心して治療等が受けられるよう療養環境の整備を図るものである。

## 背景と課題

### ○成人のがんと比較した場合の特異点

小児がんは小児から思春期、若年成人にまで発症するため多種多様ながん腫と幅広い年齢層を念頭に置いた対策が必要。また、治癒しても強力な治療による合併症に加え、成長発達期の治療による合併症(発育・発達障害、内分泌障害、臓器障害等)への対応が必要であり、成人がんとは異なる取り組みが必要。

### ○主な課題

- ・ 現状2000～2500人の患者が約200の施設で治療されており、専門施設に集約することが必要。
- ・ 小児の抗がん剤については企業治験は皆無に近く、小児がんに適応のある薬剤は極めて限定されている。
- ・ 治療に関する正確な情報提供・相談支援体制等の整備。
- ・ 治療中の療養環境や教育体制の整備、治療後、長期にわたり支援する診療・相談体制の確立。
- ・ 小児がん患者及び家族に対する緩和ケアについて取り組みが必要。

## 必要となる小児がん対策

- ・ 患者を集約し、最新かつ最適治療を提供し、地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行うとともに、医療イノベーションと連動した小児がん拠点病院の整備。
- ・ 国民に理解しやすくかつ信頼性の高い小児がん・思春期がんの情報、とくに診療ガイドラインや専門医・専門施設の診療実績や相談支援先などの情報を一元的に発信するシステムの構築。
- ・ 地域の医療機関と国・地方公共団体との連携のもと、患者・家族を含めた関係者が一体となって、小児がん患者・家族が診断時から切れ目のない安心・納得した緩和ケア等支援が受けられる体制整備。